
	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第 1.2 版</b> Page 1/16

# 高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書

## 第 1.2 版


作 成	次世代医療創造センター	作成年月日	2026年3月6日
承 認	次世代医療創造センター 運営委員会	承認年月日	2026年3月6日

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 2/16

## 履 歴


### (新規作成・改定・レビュー)

版数	事項 年月日	内容	承認 年月日	作成 年月日
1	使用開始日 2023/5/1	第1版 制定	高知大学医学部 附属病院 病院長 2023年4月11日	次世代医療 創造センター 2023年3月23日
	レビュー 2024/3/14	レビュー実施：変更無し	附属病院 運営委員会 2024/4/9	サイトマネジメント 部門長 2024/3/14
1.1	改版 2025/1/1	改版内容（新旧対照表）は別途保管する	附属病院 運営委員会 2024/12/10	次世代医療 創造センター 2024/12/5
1.2	使用開始日 2026/4/1	レベルBからレベルCへ変更 レビュー実施：変更なし	次世代医療創造 センター 運営委員会 2026/3/6	次世代医療創造 センター 2026/3/6

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 3/16


## 目次

第1章 目的と適用範囲	4
第1条 目的と適用範囲	4
第2章 治験審査委員会	5
第2条 治験審査委員会の責務	5
第3条 治験審査委員会の設置及び構成	5
第4条 治験審査委員会の業務	6
第5条 治験審査委員会の運営	11
第6条 他の医療機関からの審査依頼に係る契約等	13
第3章 次世代医療創造センター	14
第7条 次世代医療創造センターの設置	14
第8条 治験審査委員会事務局の業務	14
第4章 記録の保存	15
第9条 記録の保存責任者	15
第10条 記録の保存期間	15
第5章 その他の事項	16
第11条 手順書の改廃	16

	<p style="text-align: center;">高知大学医学部附属病院 共 通</p>	<p style="text-align: right;">使用開始日：2026年4月1日          ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫</p>	
	<p style="text-align: center;">高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書</p>	<p>文書番号 CH0103-022</p>	<p style="text-align: right;">第 1.2 版 Page 4/16</p>

## 第 1 章 目的と適用範囲

- 第 1 条 本手順書は、「医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)」（以下、「医薬品 GCP 省令」という。）、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)」（以下、「医療機器 GCP 省令」という。）又は「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)」（以下、「再生医療等製品 GCP 省令」という。）、並びに関連通知等に基づいて、高知大学医学部附属病院(以下、「本院」という。)における治験審査委員会の審査に関する手続きと運営の手順及び記録の保存等について定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品、医療機器、再生医療等製品及び体外診断用医薬品(以下、「医薬品等」という。)の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請(以下、「承認申請」という。)の際に提出すべき資料の収集のために行う治験及び人道的見地から実施される治験(以下、「拡大治験」という。)に対して適用する。
- 3 本手順書は、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 171 号)」（以下、「医薬品 GPSP 省令」という。）、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 38 号)」（以下、「医療機器 GPSP 省令」という。）又は「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 90 号)」（以下、「再生医療等製品 GPSP 省令」という。）に基づく医薬品等の再審査申請、再評価申請等の際に提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験についても適用する。なお、製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
- 4 本手順書は、医薬品 GPSP 省令、医療機器 GPSP 省令又は再生医療等製品 GPSP 省令に規定の製造販売後調査のうち使用成績調査に適用する。また、製造販売業者が自ら定めた計画に基づいて自主的に行う使用成績調査、医薬品医療機器等法に基づき実施される副作用、感染症又は不具合に係る報告の情報収集のために行う調査(以下、「副作用・感染症・不具合報告に係る調査」という。)についても適用する。
- 5 医療機器の治験を行う場合においては、本手順書において「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験薬」とあるのを「治験機器」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「被験薬」とあるのを「被験機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」、「再審査又は再評価」とあるのを「使用成績評価」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 6 再生医療等製品の治験を行う場合においては、本手順書において「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験薬」とあるのを「治験製品」、「治験使用薬」

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 5/16

とあるのを「治験使用製品」、「被験薬」とあるのを「被験製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 7 医療機器の治験を行う場合においては、医薬品 GCP 省令の該当条文を医療機器 GCP 省令の該当条文に読み替えるものとし、医薬品 GCP 省令は、GCP 省令と表記する。
- 8 再生医療等製品の治験を行う場合においては、医薬品 GCP 省令の該当条文を再生医療等製品 GCP 省令の該当条文に読み替えるものとし、医薬品 GCP 省令は、GCP 省令と表記する。

## 第2章 治験審査委員会

(治験審査委員会の責務)


第2条 治験審査委員会は、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るものとする。

- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うものとする。
- 3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的、薬学的妥当性の観点から治験又は製造販売後調査の実施及び継続等について審査を行うものとする。
- 4 治験審査委員会の委員、治験審査委員会事務局員は、機密の保持に万全の注意を払い、知り得た秘密は一切漏洩してはならない。その業務に従事しなくなった場合も同様とする。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 病院長は、治験又は製造販売後調査を行うことの適否、その他の治験又は製造販売後調査に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を本院に設置する。

- 2 治験審査委員会は、病院長が指名する以下の者をもって構成する。なお、病院長は自らが設置する治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することをしてはならない。
  - (1) 診療科の医師4人（教授、准教授又は講師）
  - (2) 検査部長
  - (3) 薬剤部長
  - (4) 看護部長
  - (5) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者若干人
  - (6) 実施医療機関及び治験審査委員会設置者と利害関係を有しない者（外部委員）若干人
  - (7) 病院長が必要と認める者若干人

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 6/16


- 3 前項第1号、第5号、第6号、第7号の委員は、病院長が指名する。第6号の委員（以下、「外部委員」という。）が第5号の委員（以下、「非専門委員」といい、GCP省令第28条第1項第3号の者をいう。）の条件を満たす場合、第6号の委員と第5号の委員を兼ね、非専門委員と外部委員の両方の役割を担うことができる。ただし、第6号の委員1名が非専門委員と外部委員の役割を同時に担うことはできない。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 本条第3項の委員は男女両性で構成されることが望ましい。
- 6 治験審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 7 治験審査委員会委員長は、治験審査委員会を招集し、その議長となる。
- 8 治験審査委員会委員長に支障があるときは、治験審査委員会委員長が予め指名した委員がその職務を代行する。
- 9 治験審査委員会委員長が特に必要と認める場合には、治験審査委員会において本条第2項に規定する委員以外の職員又は有識者の意見を求めることができる。

（治験審査委員会の業務）

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために以下の最新資料を病院長から入手する。また、治験期間中又は製造販売後調査期間中に審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、当該文書を速やかに提出するよう求める。

（1）治験依頼者から委託を受けて行う治験


- ① 治験実施計画書（GCP省令第7条第5項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された本院以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く。）
- ② 治験薬概要書（GCP省令第8条第2項の規定により改訂されたものを含む。）及び治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書
- ③ 症例報告書の見本（治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする。）
- ④ 説明文書、同意文書（説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする。）
- ⑤ 治験責任医師の履歴書（必要な場合は治験分担医師の履歴書）
- ⑥ 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
- ⑦ 治験の費用に関する事項を記載した文書（被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合））
- ⑧ 被験者の健康被害の補償について説明した文書
- ⑨ 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 7/16


- ⑩ その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- ⑪ 被験者の安全等に係る報告
- ⑫ 治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）
- ⑬ その他治験審査委員会が必要と認める資料

(2) 医師主導治験

- ① 治験実施計画書（GCP省令第15条の4第4項の規定により改訂されたものを含む。）
- ② 治験薬概要書（GCP省令第15条の5第2項の規定により改訂されたものを含む。）及び治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書
- ③ 症例報告書の見本（治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする。）
- ④ 説明文書、同意文書（説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする。）
- ⑤ モニタリングの実施に関する手順書
- ⑥ 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- ⑦ 治験責任医師の履歴書（必要な場合は治験分担医師の履歴書）
- ⑧ 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
- ⑨ 治験使用薬の管理に関する事項を記載した文書
- ⑩ GCP省令の規定により自ら治験を実施する者（治験責任医師）及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
- ⑪ 治験の費用に関する事項を記載した文書（被験者への支払いに関する資料（支払いがある場合））
- ⑫ 被験者の健康被害の補償について説明した文書
- ⑬ 実施医療機関が自ら治験を実施する者（治験責任医師）の求めに応じてGCP省令第41条第2項各号に掲げる記録（文書を含む。）を閲覧に供する旨を記載した文書
- ⑭ 実施医療機関がGCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合（GCP省令第46条に規定する場合を除く。）には、自ら治験を実施する者（治験責任医師）は治験を中止することができる旨を記載した文書
- ⑮ その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- ⑯ 被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合）
- ⑰ 被験者の安全等に係る報告

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 8/16

- ⑱ 治験の現況の概要に関する資料（継続審査等の場合）
  - ⑲ モニタリング報告書及び監査報告書（継続審査等の場合）
  - ⑳ その他治験審査委員会が必要と認める資料（企業との連携がある場合、利益相反に関する資料等）
- (3) 製造販売後調査
- ① 医薬品医療機器等法に基づく全例調査
    - イ) 医薬品リスク管理計画書
    - ロ) 調査実施要綱
    - ハ) 調査票の見本（登録票を含む。また、調査実施要綱において、調査票に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該調査実施要綱をもって調査票の見本に代えることができるものとする。）
    - ニ) 添付文書
    - ホ) その他治験審査委員会が必要と認める資料
  - ② 前号に掲げる全例調査以外の医薬品医療機器等法に基づく調査であり、かつ、日常診療では行われない介入や研究的項目がない調査
    - イ) 医薬品リスク管理計画書
    - ロ) 調査実施要綱
    - ハ) 調査票の見本（登録票を含む。また、調査実施要綱において、調査票に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該調査実施要綱をもって調査票の見本に代えることができるものとする。）
    - ニ) 添付文書
    - ホ) 情報公開文書
    - ヘ) 説明文書・同意文書（治験審査委員会が必要と認める場合）
    - ト) その他治験審査委員会が必要と認める資料
  - ③ 日常診療では行われない介入や研究的項目がある全ての調査、若しくは、製造販売業者が自ら定めた計画に基づいて自主的に行う調査
    - イ) 医薬品リスク管理計画書（製造販売業者が自ら定めた計画に基づいて自主的に行う調査を除く。）
    - ロ) 調査実施要綱
    - ハ) 調査票の見本（登録票を含む。また、調査実施要綱において、調査票に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該調査実施要綱をもって調査票の見本に代えることができるものとする。）
    - ニ) 添付文書
    - ホ) 説明文書・同意文書
    - ヘ) その他治験審査委員会が必要と認める資料
  - ④ 副作用・感染症・不具合報告に係る調査
    - イ) 調査票の見本

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 9/16

2 治験審査委員会は、以下の事項について、それぞれの事態の緊急性に応じて速やかに調査審議し、記録を作成する。

(1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的、薬学的見地からの妥当性に関する事項


- ① 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置をとることができる等、当該治験を適切に実施できること。
- ② 治験責任医師(及び必要時には治験分担医師)が当該治験を実施する上で適格であるか否かを検討すること。
- ③ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
- ④ 被験者の同意を得る際の説明文書及び同意文書の内容が適切であること。
- ⑤ 被験者の同意を得る方法が適切であること。
- ⑥ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
- ⑦ 治験審査委員会が必要と認める場合、病院長に治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用又は自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料の提出を求め、予定される治験費用が適切であること。
- ⑧ 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- ⑨ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること。

(2) 治験実施中又は終了時に行う調査審議事項


- ① 被験者の同意が適切に得られていること。
- ② 以下にあげる治験実施計画書等の変更の妥当性を調査審議すること。
  - イ) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
  - ロ) 被験者に対する危険を増大させる又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
  - ハ) 被験者の同意に影響し得る新たな重要情報による説明文書の改訂
- ③ 治験実施中に当該医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること。
- ④ 被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審議すること。

なお、重大な情報には、以下のものが含まれる。

- イ) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用(又は不具合)
- ロ) 重篤な副作用(又は不具合)又は治験使用薬及び市販医薬品等の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書又は治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見から予測できないもの

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 10/16


- ハ) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用（又は不具合）によるもの又は治験使用薬及び市販医薬品等の使用による感染症によるもの
  - ニ) 副作用（又は不具合）若しくは治験使用薬及び市販医薬品等の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
  - ホ) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
  - ヘ) 副作用（又は不具合）若しくは感染症により、がん、その他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
  - ト) 当該治験使用薬と同一成分（構造、構成細胞又は導入遺伝子）を含む市販医薬品等に係る製造、輸入又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ⑤ 治験の実施状況の概要に基づき、治験が適切に実施されていること（治験の期間が1年を超える場合には、1年に1回以上の頻度で調査審議する）。
- ⑥ 医師主導治験においては、モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施されていること及び当該治験の実施の適切性について審議すること。
- ⑦ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること。
- (3) 製造販売後調査に関する事項
- ① 医療機関が十分な臨床観察及び検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置をとることができる等、当該調査を適切に実施できること。
  - ② 調査の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
  - ③ 患者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容、同意を得る方法が適切であること。
  - ④ 調査の実施状況の概要に基づき、調査が適切に実施されていること（調査の期間が1年を超える場合には、1年に1回以上の頻度で調査審議する）。
  - ⑤ 調査の変更、終了、中止又は中断を確認すること。
- (4) その他治験審査委員会が求める事項
- 3 治験依頼者から委託を受けて行う治験においては、治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知される前に被験者を治験に参加させないように求める。医師主導治験においては、治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示・決定が文書で通知され、治験計画の届出を提出し、医薬品医療機器等法で規定された期間が経過するまで被験者を治験に参加させないように求める。

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 11/16

(治験審査委員会の運営)


第5条 治験審査委員会は、必要の都度開催する(月1回程度)。なお、治験審査委員会委員長が必要と認める場合、Web会議システムを活用した会議で開催することができる。

- 2 治験審査委員会は治験審査委員会委員長が招集するものとし、予め次世代医療創造センター職員(治験審査委員会事務局)から原則として1週間前までに文書で各委員に通知する。
- 3 次世代医療創造センター職員(治験審査委員会事務局)は、原則として治験審査委員会開催1週間前までに審査資料を各委員に事前配付する。
- 4 治験審査委員会は、委員の過半数かつ5名以上が出席し、第3条第2項第5号及び第6号の委員のそれぞれ1名以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 治験審査委員会委員長が特に必要と認める場合には、治験審査委員会において第3条第2項に規定する委員以外の職員又は有識者の意見を求めることができる。
- 6 治験責任医師又は治験分担医師は、治験審査委員会において当該治験に関し必要な事項を説明し、質疑の応答を行う。
- 7 次に掲げる委員は、審査の対象となる治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審議及び採決への参加はできない。
  - (1) 当該治験の依頼者と関係のある委員(治験依頼者の役員又は職員、その他治験依頼者と密接な関係を有する者)
  - (2) 当該治験と関係のある委員(自ら治験を実施する者の上司又は部下、当該治験薬提供者、その他当該治験薬提供者と密接な関係を有する者)
  - (3) 病院長、当該治験を実施する診療科の長、治験責任医師、治験分担医師又は治験協力者
- 8 採決にあっては、審査に参加した委員のみが参加を許され、出席した委員全員の合意を原則とする。
- 9 治験審査委員会の出席者及び次世代医療創造センター職員(治験審査委員会事務局)は、正当な理由なく、その職務上知り得た機密について、一切これを漏えいしてはならない。
- 10 意見は以下の各号のいずれかによる。
  - (1) 承認する
  - (2) 修正の上で承認する
  - (3) 却下する
  - (4) 既に承認した事項を取り消す(治験又は製造販売後調査の中止又は中断を含む)
  - (5) 保留する
- 11 治験審査委員会は、治験の審査終了後速やかに病院長に、治験審査結果通知書又は他施設からの治験審査依頼に対する結果通知書により報告する。治験審査結果通

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 12/16

知書又は他施設からの治験審査依頼に対する結果通知書には以下の事項を記載する。

- (1) 審査対象の治験、審査した資料
  - (2) 審査日、参加委員名
  - (3) 治験に関する委員会の決定及び決定の理由
  - (4) 修正条件がある場合は、その条件
  - (5) 治験審査委員会の名称、所在地
  - (6) 治験審査委員会が GCP 省令に従って組織され活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述
- 12 治験審査委員会は、製造販売後調査の審査終了後速やかに病院長に製造販売後調査審査結果通知書により報告する。
  - 13 治験依頼者、治験責任医師、自ら治験を実施する者又は審査対象者は、治験審査委員会の決定に異議申し立てがある場合は、病院長に文書をもって異議を申し立てる。病院長は治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
  - 14 治験審査委員会は、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき、治験依頼者及び治験責任医師、自ら治験を実施する者又は審査依頼者が治験実施計画書等の文書を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書及び該当する資料を病院長より入手し、修正事項の確認を行う。なお、修正事項の確認は病院長及び治験審査委員会委員長が行う。
  - 15 治験審査委員会は、修正を条件に製造販売後調査の実施を承認し、その点につき、調査依頼者及び診療科長が調査実施要綱等の資料を修正した場合には、製造販売後調査実施要綱等修正報告書及び該当する資料を病院長より入手し、修正事項の確認を行う。なお、修正事項の確認は病院長及び治験審査委員会委員長が行う。
  - 16 治験審査委員会は、実施中の治験又は製造販売後調査について、1年に1回以上の頻度で、治験又は製造販売後調査が適切に実施されているか否かを継続的に審査する。
  - 17 治験審査委員会は、以下の事項について迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は治験審査委員会委員長が行い、本条第10項に基づき判定し、本条第11項又は第12項に基づき病院長に報告し、次回の治験審査委員会において迅速審査の内容と判定を報告する。なお、治験審査委員会委員長が当該迅速審査の対象となる治験又は製造販売後調査の関係者である場合は、第3条第5項に基づき治験審査委員会委員長が予め指名した委員が迅速審査を行う。両者が関係者である場合は、他の委員を指名して代行させる。
    - (1) 承認済の治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。ここでいう軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第 1.2 版</b> Page 13/16


増大させない変更（治験契約期間の変更、契約症例数の変更、治験責任医師の所属の変更、治験分担医師の追加・削除及び所属の変更、被験者募集広告等）をいう。

- (2) 承認済の治験について、被験者への支払いに関する変更。
  - (3) 製造販売後調査の実施及び承認済の調査について、調査期間内の変更の場合には、迅速審査を行うことができる。ただし、実施の適否については、医薬品リスク管理計画書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し実施する調査、かつ、日常診療では行われない介入や研究的項目がない調査に限り、迅速審査の対象とする。医薬品リスク管理計画書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出せずに実施する調査における変更については、軽微なもののみ迅速審査の対象とする。なお、ここでいう軽微な変更とは、調査依頼者の組織、体制、住所、連絡先の変更のほか、本条第17項第1号に準じる。
  - (4) その他治験審査委員会委員長が認めるもの
- 18 製造販売後調査の申請があった場合には、本条第17項により迅速審査を行い、その結果を治験審査委員会に報告する。迅速審査の対象外である製造販売後調査にあっては、治験審査委員会にて審査する。治験審査委員会はこれらの審査結果について、病院長に報告する。
  - 19 治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された本院以外の実施医療機関に特有の情報及び治験依頼者の組織・体制・住所・連絡先の変更については治験審査委員会での審査は行わず、治験審査委員会事務局が当該資料を受領したことにより、変更を承認したものとする。治験依頼者は、治験責任医師に対して、事前にその旨を通知し、了承を得る。
  - 20 治験審査委員会は、審議及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を作成し保存する。

（他の医療機関からの審査依頼に係る契約等）

第6条 他の医療機関の長から治験を行うことの適否その他治験に関する調査審議の依頼があった場合には、病院長は、治験ごとに次に掲げる事項を記載した文書により当該医療機関の長と契約を締結する。

- (1) 当該契約を締結した年月日
  - (2) 当該医療機関及び本院の治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
  - (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
  - (4) 本院の治験審査委員会が意見を述べるべき期限
  - (5) 被験者の秘密の保全に関する事項
  - (6) その他必要な事項
- 2 前項の契約内容を変更する場合は、変更契約書を締結する。

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 14/16

- 3 病院長は、本条第1項により契約を締結した他の医療機関の長より、第4条第1項に定める最新の資料に加えて、当該医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行う設備及び人員を有していること、緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができること等、治験を適切に実施できるか否かについて調査審議するため、当該医療機関の施設の概要を記した文書の提出を求める。

### 第3章 次世代医療創造センター

(次世代医療創造センターの設置)

第7条 病院長は、治験審査委員会の業務を円滑に行うため、治験審査委員会事務局を置き、次世代医療創造センターをもって充てる。

(治験審査委員会事務局の業務)

第8条 次世代医療創造センター職員(治験審査委員会事務局)は、治験審査委員会委員長の指示により、以下の業務を行う。

- (1) 治験審査委員会の開催準備(各委員への開催通知の作成及び審査資料の事前配付を含む。)
- (2) 治験審査委員会において審議及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要の作成
- (3) 治験審査結果通知書、他施設からの治験審査依頼に対する結果通知書、又は製造販売後調査審査結果通知書の作成及び病院長への提出
- (4) 次に掲げる書類の公表に係る手続き等の業務


- ① 治験審査委員会の手順書
- ② 治験審査委員会の委員名簿
- ③ 治験審査委員会の会議の記録の概要

治験に関する会議の記録の概要については、治験審査委員会の開催後2ヶ月以内を目処に病院ホームページへ掲載する。治験依頼者又は自ら治験を実施する者より、会議の記録の概要について治験依頼者又は自ら治験を実施する者の知的財産を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、求めに応じるとともに、必要があればマスキング等の措置を講じた上で公表する。

- (5) 記録の保存

治験審査委員会における以下の文書を保存する。

- ① 治験審査委員会の手順書
- ② 委員名簿(各委員の職業、資格及び所属を含む。)
- ③ 調査審議された資料等

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 15/16

- ④ 治験審査委員会の審査等の記録(審議及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む。)
  - ⑤ 書簡等の記録
  - ⑥ その他必要と認められたもの
- (6) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

## 第4章 記録の保存

(記録の保存責任者)


第9条 治験審査委員会における記録の保存責任者は次世代医療創造センター長とする。

- 2 病院長又は次世代医療創造センター長は、本院において保存すべき治験審査委員会に係る文書又は記録が第10条各号に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じておく。

(記録の保存期間)

第10条 病院長は、本院において保存すべき治験に係る文書又は記録を次の各号に掲げる期間保存する。ただし、治験依頼者又は自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者又は自ら治験を実施する者と協議する。

- (1) (治験の場合) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日から3年が経過した日)又は、治験の中止若しくは終了後3年が経過した日のいずれか遅い日(ただし、医薬品医療機器等法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)
  - (2) (製造販売後臨床試験の場合) 当該被験薬の再審査又は再評価が終了する日(医療機器では使用成績評価が終了する日)。ただし、医薬品医療機器等法第23条の25第3項(医薬品医療機器等法第23条の26第5項において読み替え適用する場合に限る。)に規定する資料を収集するために行った製造販売後臨床試験については、製造販売の承認を受ける日又は製造販売後臨床試験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のいずれか遅い日
- 2 病院長は、本院において保存すべき製造販売後調査に係る文書又は記録を次の各号に掲げる期間保存する。ただし、調査依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について調査依頼者と協議する。
- (1) 再審査又は再評価に係る文書又は記録：再審査又は再評価が終了した日から5年間

	<b>高知大学医学部附属病院 共 通</b>	使用開始日：2026年4月1日 ≪第1版使用開始日：2023年5月1日≫	
	高知大学医学部附属病院における 治験審査委員会標準業務手順書	文書番号 <b>CH0103-022</b>	<b>第1.2版</b> Page 16/16

(2) 前号に掲げるもの以外の文書又は記録：製造販売後調査が終了した日から5年間

## 第5章 その他の事項

---

(手順書の改廃)

第11条 本手順書の改廃は、次世代医療創造センター運営委員会、治験審査委員会及び病院運営委員会の意見を聴いて、病院長の決裁によるものとする。